

物件 6 土地の概要

所在及び地番	坂井町一丁目 1 1 3 8 番
地目	宅地
地積	2 4 3 . 4 1 m ²
用途地域又は 特定用途制限地域	商業地域
容積率	4 0 0 %
建ぺい率	8 0 %
防火地域	指定なし
給水設備	西側道路に配水管あり（給水管の引込みが必要）
排水設備	西側道路に公共下水道管あり（公共ます設置済）
その他	電柱・支線あり 「新居浜駅前地区のまちづくりルール」あり（7項目の任意のルール）

物件⑥



庄内町 4丁目

坂井町 2丁目

庄内町 4丁目

庄内町 4丁目

高木町

駅前中央公園

坂井町 2丁目

政枝町 1丁目

坂井町 1丁目

坂井町 1丁目

坂井町 2丁目

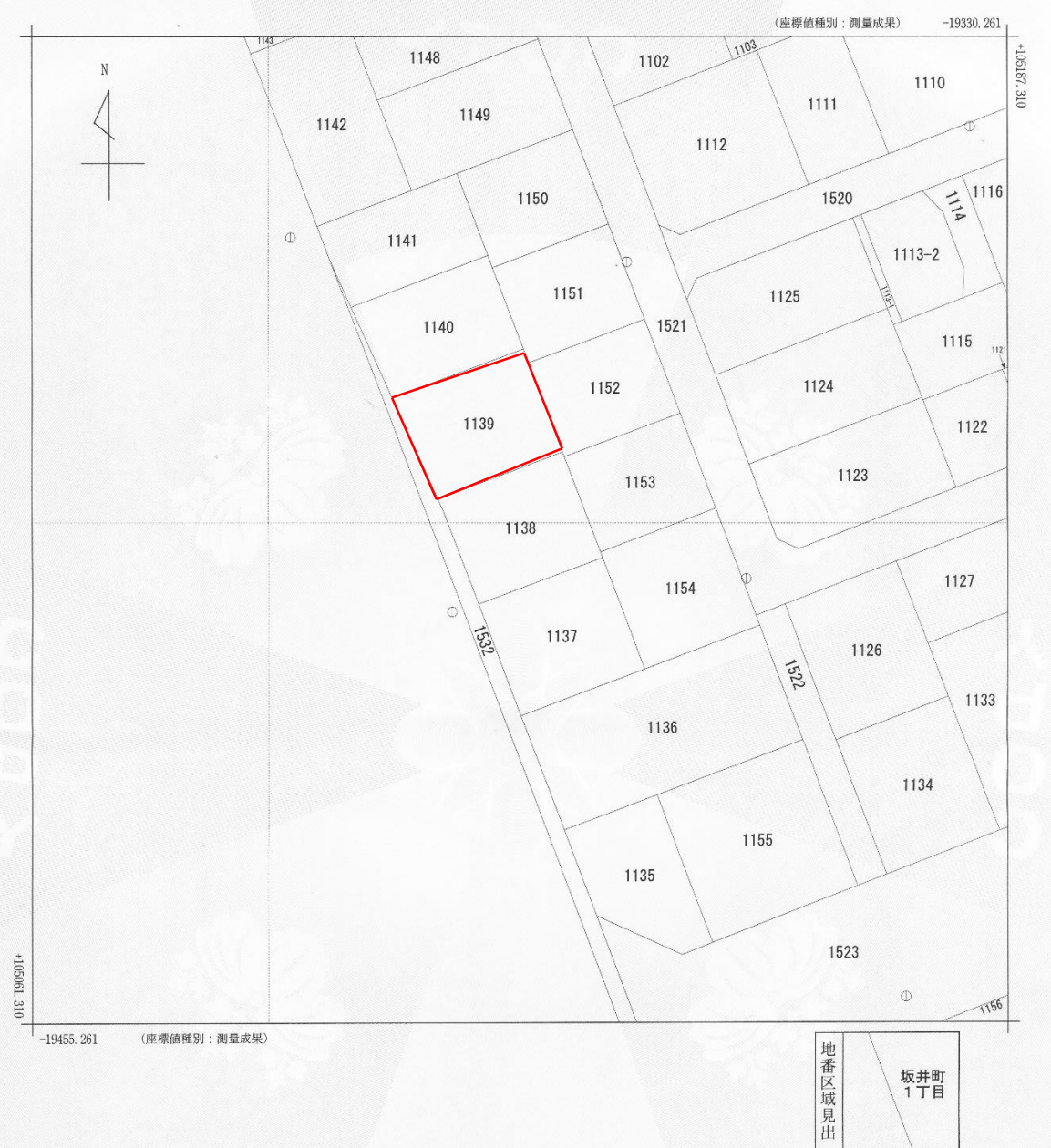
政枝町 2丁目

駅前南公園

坂井町 3丁目

45.5m

公図



請求部	所在	新居浜市坂井町一丁目				地番	1138番			
縮力尺	1/500	精度区	甲二	座標系 番号又は 記号	IV	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地区画整理所在図

市有地売却物件

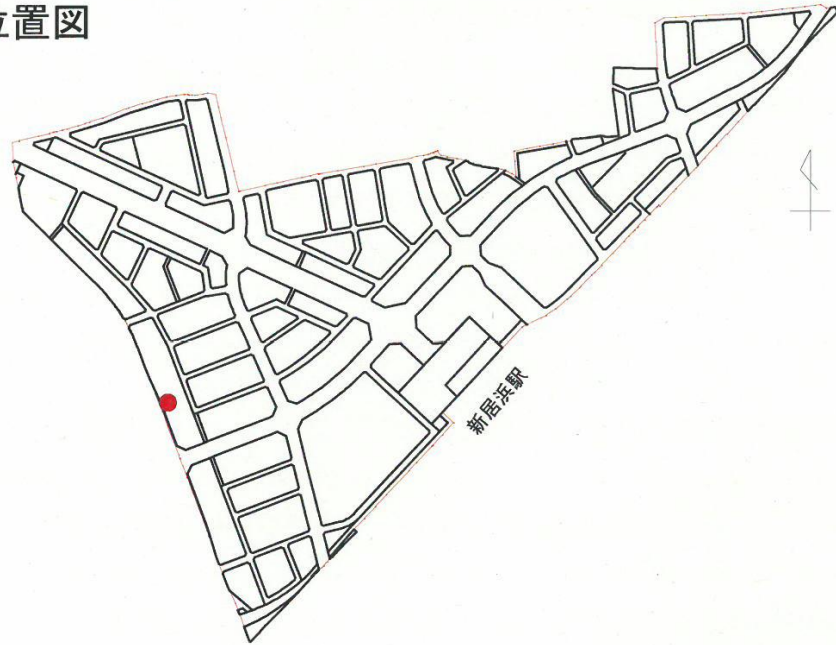
(新居浜駅前土地区画整理事業地区内)

所在地番	坂井町一丁目 1138番
(街区番号)	(15街区)
(画地番号)	(16画地)
地積	243.41㎡
用途地域	商業地域
建ぺい率	80%
容積率	400%
施工状況	施工済
使用収益開始	平成17年4月
その他	占有物件有

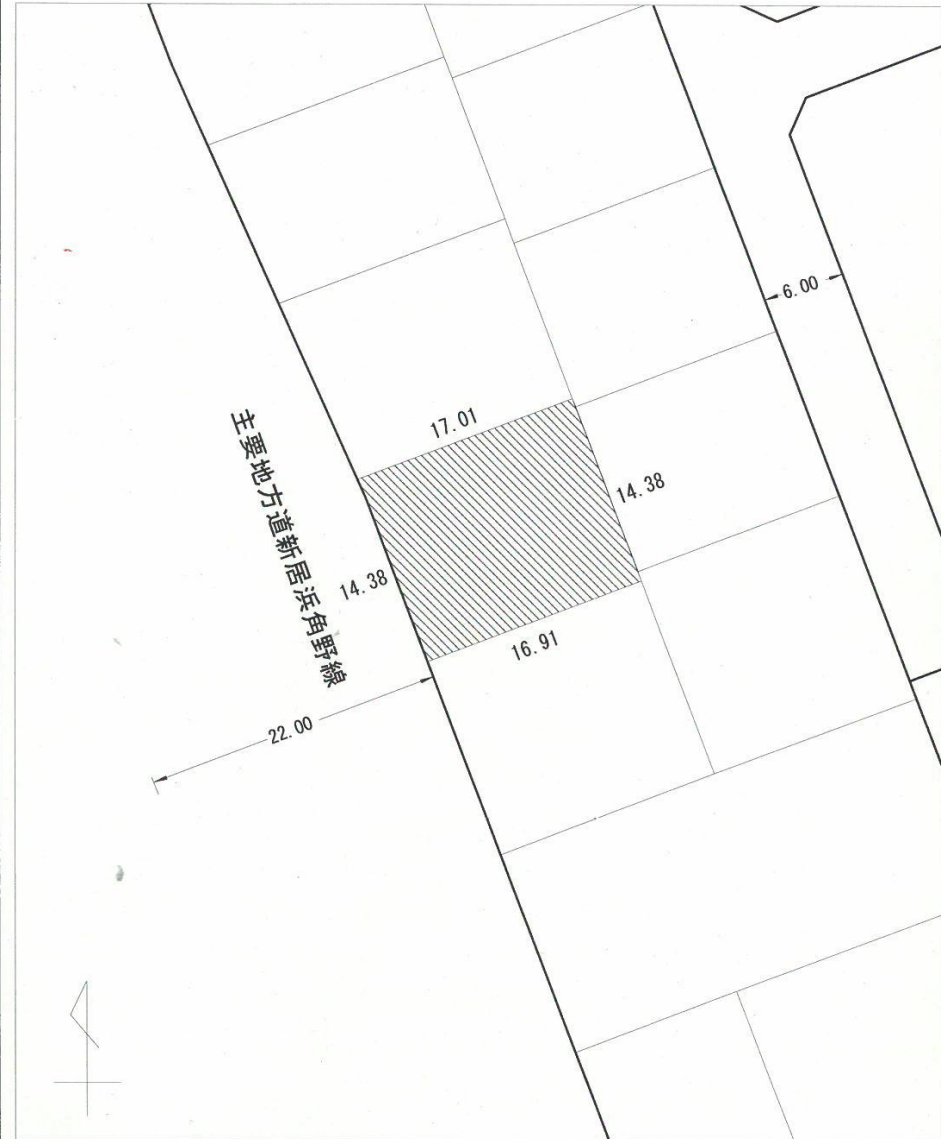
現況写真



位置図



仮換地計画図 (S=1/500)



東

売地

居浜市役所 管財課
電話 (0897) 65-1222

楠中央通り

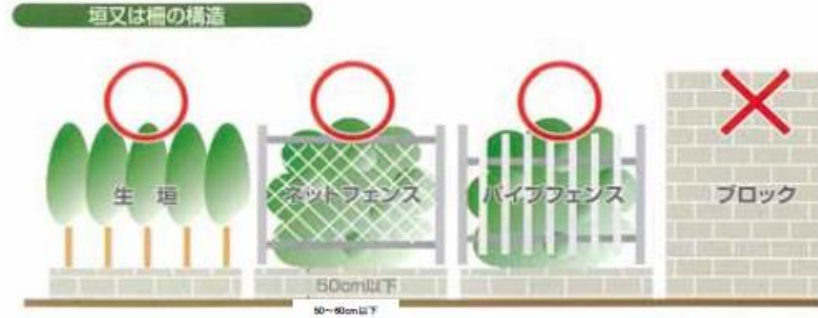
新居浜駅前地区のルール

作成：新居浜駅前地区まちづくり協議会

平成15年1月20日～24日に開催しました地区別懇談会におきまして、提案させて頂いた「まちづくり案」のうち、皆様のご意見や要望等を考慮し、新居浜駅前地区のこれからのまちづくりルールとして、1～4及び6、7の項目を、平成16年7月26日に開催した専門部会において5の項目を取り決めました。

1. 垣・柵の高さと構造

道路、公園又は緑地に面する側に垣・柵を設置する場合は、生垣やネットフェンス、パイプフェンス等とし、景観及び防災性に配慮するとともに、緑化に努めましょう。



2. 電柱の宅地内化

電柱は、街並みや道路交通安全に配慮し、宅地内に配置しましょう。



3. 看板の位置

看板や広告物、自動販売機等は道路にはみ出さないよう敷地内に設置しましょう。

4. 建築物の高さ

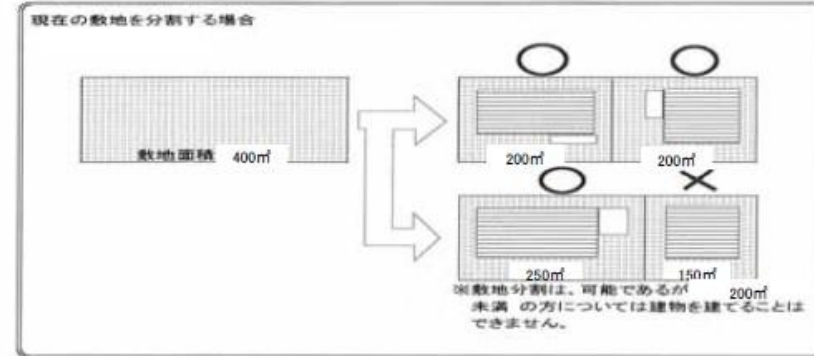
新居浜駅港町線（駅前広場から高木交差点まで）沿線の建築物の高さは、2階建て以上にしましょう。

5. 敷地への車の進入

街並みや交通安全に配慮し、新居浜駅港町線（駅前広場から高木交差点まで）沿線からの敷地への車の出入りはせず、裏通りからしましょう。

6. 最低敷地の規模

きゅうくつな土地利用を防ぎ、ゆとりある空間を確保しましょう。



※ 区画整理によって減歩後の面積が、200㎡未満になる場合は適用されません。

7. 建築物の壁面の位置

建築物の外壁は、道路境界線から後退させましょう。



新居浜駅前地区を「もっと素敵なまちへ」